

新規上場申請のための四半期報告書

(第4期第1四半期)

自 2022年1月1日

至 2022年3月31日

AnyMind Group株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年 2 月28日
【四半期会計期間】	第 4 期第 1 四半期(自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
【会社名】	AnyMind Group株式会社
【英訳名】	AnyMind Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 十河 宏輔
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木6丁目10番1号
【電話番号】	03-6384-5540（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大川 敬三
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木6丁目10番1号
【電話番号】	03-6384-5540（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大川 敬三

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	8
第4【経理の状況】	9
1【要約四半期連結財務諸表】	10
2【その他】	33
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 3 期 第 1 四半期 連結累計期間	第 4 期 第 1 四半期 連結累計期間	第 3 期
会計期間	自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日	自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日	自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 12 月 31 日
売上収益 (千円)	3, 977, 433	5, 149, 149	19, 252, 597
税引前四半期 (当期) 損失 (△) (千円)	△568, 360	△ 17, 334	△538, 591
親会社の所有者に帰属する 四半期 (当期) 損失 (△) (千円)	△646, 546	△ 64, 309	△809, 952
親会社の所有者に帰属する 四半期 (当期) 包括利益 (千円)	△534, 674	15, 513	△706, 683
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	△1, 241, 380	7, 146, 733	7, 130, 179
総資産額 (千円)	12, 494, 401	13, 042, 728	13, 402, 664
基本的 1 株当たり四半期 (当期) 損失 (△) (円)	△20. 23	△ 1. 25	△20. 08
希薄化後 1 株当たり四半期 (当期) 損失 (△) (円)	△20. 23	△ 1. 25	△20. 08
親会社所有者帰属持分比率 (%)	-	54. 7	53. 2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△121, 844	△ 657, 363	△252, 728
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	76, 442	△ 68, 519	△118, 040
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△345, 035	△ 150, 205	△741, 306
現金及び現金同等物の 四半期末 (期末) 残高 (千円)	4, 192, 508	2, 677, 005	3, 471, 099

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記指標は国際会計基準（以下「IFRS」という）に基づいて作成した要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

3. 当社は、2021年 7 月 29 日の取締役会決議に基づき、2021年 8 月 19 日を効力発生日として、基準日である 2021 年 8 月 18 日の株主の保有する株式を 1 株につき 600 株の割合をもって株式分割を実施しています。なお、当該株式分割に伴い、1 株当たり情報について、株式分割調整後の数値を表示しています。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。又、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクに重要な変動はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

① 財政状態の状況

（資産）

当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末に比べて、359,935千円減少し、13,042,728千円となりました。これは主に、本社オフィスの拡張に伴い使用権資産が204,933千円増加する一方、現金及び現金同等物が794,094千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べて、364,046千円減少し、5,819,555千円となりました。これは主に、本社オフィスの拡張に伴いリース負債が増加する一方、前年度末において計上されていた年末のキャンペーンに関連した営業債務及びその他の債務が支払いにより309,800千円減少したこと、法人税等の納付により未払法人所得税が210,820千円減少したことによるものであります。

（資本）

当第1四半期連結会計期間末の資本は、前連結会計年度末に比べて、4,110千円増加し、7,223,173千円となりました。これは主に、四半期損失を71,564千円を計上した一方で、当第1四半期連結会計期間における円安の影響によりその他の資本の構成要素に含まれる在外営業活動体の換算差額が83,108千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大による生産活動や個人消費の停滞が続き厳しい市場環境が続きました。

当社グループにおいても、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の停滞の影響を一部受けたものの、第2期連結会計年度から継続してきた営業体制の強化やインフルエンサーマーケティングプラットフォーム「AnyTag」とパブリッシャーグロスプラットフォーム「AnyManager」に関して事業進展が伸長したことから、当第1四半期連結累計期間における当社グループ業績に与える影響は限定的でありました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上収益は5,149,149千円（前第1四半期連結累計期間比129.4%）、営業損失は148,897千円（前第1四半期連結累計期間は8,293千円の営業利益）、税引前四半期損失は17,334千円（前第1四半期連結累計期間は568,360千円の税引前四半期損失）、四半期損失は71,564千円（前第1四半期連結累計期間は635,112千円の四半期損失）、親会社の所有者に帰属する四半期損失は64,309千円（前第1四半期連結累計期間は646,546千円の親会社の所有者に帰属する四半期損失）となりました。

なお、当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における「現金及び現金同等物」の残高は、前連結会計年度末比794,094千円減少し、2,677,005千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローは657,363千円の支出となりました

(前第1四半期連結累計期間は121,844千円の支出)。これは、前連結会計年度末に年末キャンペーンの増加により多額となっていた営業債務及びその他の債務の減少426,680千円に加え法人所得税の支払額235,789千円などがあったためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローは68,519千円の支出となりました(前第1四半期連結累計期間は76,442千円の収入)。これは主に、本社オフィス拡張に伴う固定資産の取得により資金が流出したものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローは150,205千円の支出となりました(前第1四半期連結累計期間は345,035千円の支出)。これは主に、オフィスに係るリース負債の返済により資金が流出したものです。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等については重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当社グループにおいては、当社グループが掲げる「Make every business borderless」というミッションのもとに法人クライアントや個人の事業課題の解決を目指しており、当社グループ事業領域の各種プラットフォームに関する研究開発に取り組んでおります。ブランドコマース領域においては、特に「AnyTag」の追加機能開発のための研究開発に力をいれている他、D2Cプラットフォームである「AnyFactory」「AnyLogi」等の開発に注力しております。パートナーグロース領域においては主にパブリッシャーグロースプラットフォームである「AnyManager」の研究開発活動を行っております。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年2月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式 (注)	51,568,800	56,100,900	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	51,568,800	56,100,900	-	-

(注) 2022年6月30日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月15日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式が4,532,100株増加し、56,100,900株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年3月31日	—	51,568,800	—	152,990	—	152,980

(注) 1. 2022年6月30日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月15日を払込期日とする第三者割当増資により発行済株式が4,532,100株、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増加しております。

① 払込金額 1株につき885円

② 払込金額の総額 4,010,908千円

③ 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額 2,005,454千円

増加する資本準備金の額 2,005,454千円

④ 割当先

- ・JIC ベンチャー・グロース・ファンド 1号投資事業有限責任組合
- ・JPインベストメント1号投資事業有限責任組合
- ・日本グロースキャピタル投資法人
- ・プロトベンチャーズ 2号投資事業有限責任組合
- ・三菱UFJキャピタル 7号投資事業有限責任組合

2. 当社は2022年7月15日開催の取締役会において、2022年8月8日開催の当社臨時株主総会にて、資本金の額の減少（減資）について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。これにより、資本金2,158,444千円のうち2,058,444千円を減少し、減少後の資本金を100,000千円といたします。なお、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	51,568,800	515,688	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	51,568,800	-	-
総株主の議決権	-	515,688	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2022年1月1日から2022年3月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		3,471,099	2,677,005
営業債権及びその他の債権	11	3,955,567	4,003,323
契約資産		782,765	848,513
棚卸資産		271,051	313,838
その他の金融資産	11	220,551	230,941
その他の流動資産		478,341	444,794
流動資産合計		9,179,376	8,518,416
非流動資産			
有形固定資産		258,058	302,445
使用権資産		962,700	1,167,633
のれん	6	1,654,809	1,710,646
無形資産		702,971	690,358
その他の金融資産	11	541,979	543,931
繰延税金資産		79,623	78,465
その他の非流動資産		23,145	30,831
非流動資産合計		4,223,288	4,524,312
資産合計		13,402,664	13,042,728
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	11	3,771,309	3,461,509
契約負債		205,525	250,160
借入金	11	30,754	85,011
リース負債		470,036	604,055
未払法人所得税		329,599	118,778
その他の金融負債	11	27	4,183
その他の流動負債		213,507	126,622
流動負債合計		5,020,760	4,650,321
非流動負債			
借入金	11	301,451	241,159
リース負債		591,638	654,047
引当金		112,430	120,469
繰延税金負債		157,322	153,557
非流動負債合計		1,162,842	1,169,233
負債合計		6,183,602	5,819,555
資本	7		
資本金		152,990	152,990
資本剰余金		8,280,924	8,280,924
利益剰余金		△1,315,129	△1,379,438
その他の資本の構成要素		11,394	92,257
親会社の所有者に帰属する持分合計		7,130,179	7,146,733
非支配持分		88,883	76,439
資本合計		7,219,062	7,223,173
負債及び資本合計		13,402,664	13,042,728

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

【要約四半期連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
売上収益	9	3,977,433	5,149,149
売上原価		2,619,793	3,297,910
売上総利益		1,357,639	1,851,238
販売費及び一般管理費		1,348,455	2,006,588
営業債権及びその他の債権の減損損失（純額）		7,225	5,188
その他の収益		6,487	11,833
その他の費用		152	192
営業利益（△損失）		8,293	△148,897
金融収益		273,042	140,889
金融費用	11	849,695	9,326
税引前四半期損失（△）		△568,360	△17,334
法人所得税費用		66,752	54,230
四半期損失（△）		△635,112	△71,564
四半期損失（△）の帰属			
親会社の所有者		△646,546	△64,309
非支配持分		11,434	△7,255
四半期損失（△）		△635,112	△71,564
1株当たり四半期損失（△）	10		
基本的1株当たり四半期損失（△）（円）		△20.23	△1.25
希薄化後1株当たり四半期損失（△）（円）		△20.23	△1.25

【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	注記	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日)
四半期損失 (△)		△635, 112	△71, 564
その他の包括利益 (税引後)			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定		△1, 367	△3, 286
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する資本性金融資産		2, 314	-
項目合計		947	△3, 286
純損益にその後に振り替えられる可能性 のある項目			
在外営業活動体の換算差額		110, 924	83, 108
項目合計		110, 924	83, 108
その他の包括利益合計		111, 872	79, 822
四半期包括利益		△523, 240	8, 257
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		△534, 674	15, 513
非支配持分		11, 434	△7, 255
四半期包括利益		△523, 240	8, 257

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間（自2021年1月1日 至2021年3月31日）

(単位：千円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
2021年1月1日残高	49,134	57,404	△507,462	6,930	△5,143	△94,544
四半期損失（△）	-	-	△646,546	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	2,314	110,924
四半期包括利益	-	-	△646,546	-	2,314	110,924
配当金	-	-	-	-	-	-
株式報酬費用	-	-	-	464	-	-
新株予約権の発行	-	-	-	424	-	-
子会社株式の追加取得による持分の増減	6	△214,746	-	-	-	-
その他	-	107	△90	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	△214,638	△90	889	-	-
2021年3月31日残高	49,134	△157,233	△1,154,100	7,819	△2,828	16,379

注記	親会社の所有者に帰属する持分				
	その他の資本の構成要素		親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	その他	合計			
2021年1月1日残高	815	△91,942	△492,866	83,077	△409,788
四半期損失（△）	-	-	△646,546	11,434	△635,112
その他の包括利益	△1,367	111,872	111,872	-	111,872
四半期包括利益	△1,367	111,872	△534,674	11,434	△523,240
配当金	-	-	-	-	-
株式報酬費用	-	464	464	-	464
新株予約権の発行	-	424	424	-	424
子会社株式の追加取得による持分の増減	6	-	△214,746	△13,653	△228,400
その他	-	-	16	402	419
所有者との取引額等合計	-	889	△213,839	△13,250	△227,090
2021年3月31日残高	△552	20,819	△1,241,380	81,261	△1,160,119

当第1四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
2022年1月1日残高	152,990	8,280,924	△1,315,129	8,956	-	△2,642
四半期損失（△）	-	-	△64,309	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	-	83,108
四半期包括利益	-	-	△64,309	-	-	83,108
配当金	-	-	-	-	-	-
株式報酬費用	-	-	-	702	-	-
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	-
子会社株式の追加取得による持分の増減	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	-	-	702	-	-
2022年3月31日残高	152,990	8,280,924	△1,379,438	9,658	-	80,466

注記	親会社の所有者に帰属する持分		親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素				
	その他	合計			
2022年1月1日残高	5,080	11,394	7,130,179	88,883	7,219,062
四半期損失（△）	-	-	△64,309	△7,255	△71,564
その他の包括利益	△3,286	79,822	79,822	-	79,822
四半期包括利益	△3,286	79,822	15,513	△7,255	8,257
配当金	-	-	-	△5,240	△5,240
株式報酬費用	338	1,041	1,041	-	1,041
新株予約権の発行	-	-	-	-	-
子会社株式の追加取得	-	-	-	-	-
による持分の増減	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	52	52
所有者との取引額等合計	338	1,041	1,041	△5,187	△4,146
2022年3月31日残高	2,132	92,257	7,146,733	76,439	7,223,173

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期損失(△)		△568,360	△17,334
減価償却費及び償却費		177,766	216,166
固定資産売却益		-	△493
固定資産除却損		148	-
金融収益		△263,353	△154,640
金融費用		849,695	9,326
営業債権及びその他の債権の増減額(△は増加)		△322,321	87,407
契約資産の増減額(△は増加)		△112,239	△25,311
営業債務及びその他の債務の増減額(△は減少)		85,553	△426,680
契約負債の増減額(△は減少)		119,708	34,518
棚卸資産の増減額(△は増加)		△18,759	△42,427
その他の増減額		△68,463	△97,515
小計		△120,624	△416,985
利息及び配当金の受領額		274	273
利息の支払額		△6,865	△4,862
法人所得税の支払額		5,371	△235,789
営業活動によるキャッシュ・フロー		△121,844	△657,363
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入	11	1,031	-
有形固定資産の取得による支出		△35,191	△67,766
有形固定資産の売却による収入		471	2,175
資産除去債務の履行による支出		-	△5,104
敷金及び保証金の差入による支出	11	△36,469	△4,093
敷金及び保証金の回収による収入	11	1,054	6,268
支配獲得を伴う子会社株式の取得による収支	6	145,545	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		76,442	△68,519
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(△は減少)	11	8,737	-
長期借入金の返済による支出	11	△2,557	△6,035
リース負債の返済による支出		△123,241	△144,170
非支配株主からの子会社株式追加取得による支出	6	△228,400	-
その他		424	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		△345,035	△150,205
現金及び現金同等物に係る換算差額		279,765	81,993
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△110,673	△794,094
現金及び現金同等物の期首残高		4,303,181	3,471,099
現金及び現金同等物の四半期末残高		4,192,508	2,677,005

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

AnyMind Group株式会社（以下「当社」という。）は日本の会社法に基づき日本で設立され、日本に所在する株式会社であります。登記上の本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（<https://anymindgroup.com/offices/>）で開示しております。当社の要約四半期連結財務諸表は、2022年3月31日を期末日として、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループは、法人顧客及び個人顧客に対して、ブランド構築、生産管理、メディア運営、EC構築・運営、マーケティング、物流管理等をワンストップで支援するプラットフォームを有機的に組み合わせて提供する、「インターネット関連事業」を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて使用されるべきものであります。

要約四半期連結財務諸表は、2023年2月22日に当社代表取締役CEO十河宏輔及び取締役CF0大川敬三によって承認されています。

(2) 測定の基礎

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成されております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円（千円単位、単位未満切捨て）で表示しております。

3. 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した重要な会計方針と同様です。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を基に算定しています。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的だと考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び判断は、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

当社グループは、インターネット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 企業結合及び非支配持分の取得

前第1四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

ENGAWA株式会社の取得

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の概要

被取得企業の名称	ENGAWA株式会社
被取得企業の事業の内容	海外・インバウンドに向けたコミュニケーション支援 外国語メディアの運営 優れた日本の商品・サービスの発掘・育成

② 取得日

2021年1月29日

③ 企業結合の主な理由

当社グループの日本市場におけるインバウンド・アウトバウンド向けマーケティングをさらに展開、強化していくとともに、ものづくりやD2C関連ビジネス及びDOOH（デジタル屋外広告）事業とのシナジー創出により、当社グループの業容拡大を加速させるためであります。

④ 被取得企業の支配獲得の方法及び取得した議決権資本持分の割合

現金及び優先株式を対価とする持分の取得により、当社がENGAWA株式会社の議決権の100.00%を取得しました。これにより、当社のENGAWA株式会社に対する議決権割合は100.00%となり、同社を連結子会社化しております。

⑤ 取得関連費用

持分取得に係る業務委託費用等5,550千円を要約四半期連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

(2) 取得の対価及びその内訳

(単位：千円)

項目	金額
現金及び現金同等物	98,849
優先株式	207,710
合計	306,560

(注) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書の「支配獲得を伴う子会社株式の取得による収支」に含まれる金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

項目	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	98,849
取得日に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	244,395
支配獲得を伴う子会社株式の取得による収支	145,545

(3) 支配獲得日における取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値及びのれん

(単位：千円)

	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	244,395
営業債権及びその他の債権（注） 1	17,218
棚卸資産	43,948
その他の流動資産	10,657
非流動資産	
有形固定資産	8,428
使用権資産	3,753
無形資産（注） 2	43,626
繰延税金資産	21,419
その他の金融資産	3,750
取得資産	397,198
流動負債	
営業債務及びその他の債務	82,269
契約負債	4,175
未払法人所得税	1,447
借入金	21,736
その他の流動負債	3,435
リース負債	3,821
非流動負債	
借入金	326,855
繰延税金負債	10,410
引受負債	454,151
取得資産及び引受負債（純額）	△56,953
のれん（注） 3	363,513
取得対価合計額	306,560

(注) 1. 取得した債権

取得した流動資産に含まれる「営業債権」の公正価値17,218千円において、契約上の未収金額は18,032千円及び回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは814千円であります。

2. 無形資産の内訳

主に受注残に係る無形資産34,000千円であります。

3. のれん

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。また、のれんは、全額税務上損金算入不能なものです。

(4) 企業結合による当社グループへの財務上の影響

①被取得企業の売上収益及び四半期利益

要約四半期連結損益計算書に含まれている、ENGAWA株式会社の支配獲得日からの業績は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	金額
売上収益	277,732
四半期利益	63,460

②企業結合が期首に完了したと仮定した場合の、連結売上収益及び連結純損益

当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、要約四半期連結損益計算書に与える影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

非支配持分の取得

2021年3月31日に、当社グループは、当社グループの企業価値を一層向上させるため、非支配株主が保有するGROVE株式会社の株式49.0%を追加取得し、この結果、当社グループの同社に対する議決権比率は51.0%から100%に増加しました。追加取得の対価として228,400千円の現金が非支配株主に支払われ、追加取得の対価と追加取得に際して減少した非支配持分の帳簿価額13,653千円との差額である214,746千円を資本剰余金の減少として処理しております。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

7. 資本及びその他の資本項目

授權株式数及び発行済株式数の増減は以下のとおりです。

普通株式

(単位：株)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
授權株式数		
普通株式 (注) 1, 2	499,967,316	200,000,000
発行済株式数		
期首残高 (注) 4	53,264	51,568,800
期中増加	-	-
期中減少	-	-
四半期末残高	53,264	51,568,800

優先株式

(単位：株)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
授權株式数 (注) 3		
優先株式	32,684	-
発行済株式数 (注) 3		
期首残高	32,062	-
期中増加	622	-
期中減少	-	-
四半期末残高	32,684	-

- (注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。
2. 2021年8月18日付で授權株式数変更に伴う定款の変更を行い、授權株式数が2020年12月31日から300,000,000株（うち、普通株式299,967,938株、優先株式32,062株）減少しております。
3. 当社は、定款に定める取得条項に基づく優先株主からの株式取得請求権行使を受け、2021年7月26日に優先株式32,684株と引き換えに同数の普通株式を交付しております。また、当社が取得したすべての優先株式は2021年7月29日開催の取締役会決議により同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
4. 2021年8月19日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っており、発行済株式数が51,482,852株増加しております。

8. 配当金

配当金の支払額は、以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

9. 顧客との契約から生じた収益の分解

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりです。

なお、当社グループの収益は、一時点又は一定の期間にわたる財及びサービスの移転から生じる収益により構成されます。一時点で認識される売上収益は、主としてD2Cプラットフォームにおける商品販売によるものです。

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
マーケティングプラットフォーム	1,974,007	2,570,069
パートナーグロースプラットフォーム	1,609,786	1,990,573
D2Cプラットフォーム	375,702	559,125
その他	17,938	29,380
合計	3,977,433	5,149,149

10. 1株当たり四半期利益

第1四半期連結累計期間

(1) 基本的1株当たり四半期利益の算定上の基礎

基本的1株当たり四半期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
親会社の普通株主に帰属する四半期損失(△)		
親会社の所有者に帰属する四半期損失(△)	△646,546	△64,309
親会社の普通株主に帰属しない四半期損失(△)	-	-
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期損失(△)	△646,546	△64,309
普通株式の期中平均株式数(株)	31,958,400	51,568,800
基本的1株当たり四半期損失(△)(円)	△20.23	△1.25

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎

希薄化後1株当たり四半期利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
希薄化後の普通株主に帰属する四半期損失(△)		
基本的1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期損失(△)	△646,546	△64,309
四半期利益調整額	-	-
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期損失(△)	△646,546	△64,309
普通株式の期中平均株式数(株)	31,958,400	51,568,800
希薄化効果の影響(株)	-	-
希薄化効果の調整後(株)	31,958,400	51,568,800
希薄化後1株当たり四半期損失(△)(円)	△20.23	△1.25

- (注) 1. 前第1四半期連結累計期間における普通株式370,720株相当のストック・オプション及び普通株式19,494,293株相当の優先株式は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期損失の算定に含まれておりません。当第1四半期連結累計期間における普通株式4,120,710株相当のストック・オプションは、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期損失の算定に含まれておりません。当該ストック・オプションは、将来において基本的1株当たり利益を潜在的に希薄化させる可能性があります。
2. 当社は、2021年7月29日の取締役会決議に基づき、2021年8月19日を効力発生日として、基準日である2021年8月18日の株主の保有する株式を1株につき600株の割合をもって株式分割を実施しています。なお、当該株式分割に伴い、要約四半期連結財務諸表で表示される前第1四半期連結累計期間の1株当たり情報について、株式分割調整後の数値を表示しています。

11. 金融商品

(1) 金融商品の公正価値と帳簿価額

前連結会計年度末及び当第1四半期連結会計期間末時点における現金同等物を除く金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。内訳は、要約四半期連結財政状態計算書の科目ごと及びIFRS第9号「金融商品」で定義されたカテゴリーごとに示しております。なお、償却原価で測定する金融商品のうち、主として短期取引であり帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、当該公正価値を以下の表で開示しております。

金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2022年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
償却原価で測定する金融資産				
営業債権及びその他の債権	3,955,567	－	4,003,323	－
その他の金融資産(流動)				
敷金及び保証金	30,115	－	31,083	－
その他の金融資産(非流動)				
定期預金	15,562	－	16,421	－
敷金及び保証金	522,699	－	523,828	－
その他	3,717	－	3,681	－
合計	4,527,661		4,578,338	
公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産(流動)				
負債性金融商品(FVTPL)	190,435	190,435	199,858	199,858
合計	190,435		199,858	

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2022年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融負債				
償却原価で測定する金融負債				
営業債務及びその他の債務	3,771,309	-	3,461,509	-
借入金(流動)	30,754	30,639	85,011	83,695
その他の金融負債(流動)	27	-	4,183	-
借入金(非流動)	301,451	286,869	241,159	228,107
合計	4,103,541		3,791,863	

(2) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間期首時点で発生したものとして認識しております。また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。

前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間における、連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定する資産及び負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

前連結会計年度 (2021年12月31日)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
負債性金融商品	-	190,435	-	190,435
合計	-	190,435	-	190,435

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間 (2022年3月31日)	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
負債性金融商品	-	199,858	-	199,858
合計	-	199,858	-	199,858

(3) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(a) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(b) その他の金融資産、その他の金融負債

上場株式の公正価値については、報告期間末日の市場価格によって算定しております。投資事業有限責任組合への出資及び債券等で活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、割引将来キャッシュ・フロー等の適切な評価技法又は取引先金融機関から提示された価格を参照して算定しております。公正価値で測定する金融資産又は金融負債であるデリバティブは該当ありません。

変動金利による借入金については、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

上記以外のその他の金融資産、その他の金融負債については、短期間で決済されるもの等、公正価値は帳簿価額

に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(4) 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品について、当社の担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しています。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、最高財務責任者が承認しています。

レベル3に分類した金融商品の評価技法及び重要な観察可能でないインプットは以下のとおりです。

	評価技法	観察可能でない インプット	観察可能でないインプットの範囲	
			2021年3月31日	2022年3月31日 (注) 2
優先株式 (注) 1	割引キャッシュ・フロー法	資本コスト	12.36%	－
		永久成長率	2.20%	－
		ボラティリティ	51.87%	－

(注) 1. 株式の公正価値は、永久成長率が上昇(低下)した場合は増加(減少)し、資本コストが上昇(低下)した場合は減少(増加)し、ボラティリティが上昇(低下)すると減少(増加)します。

2. 当社は2021年7月26日付で、すべての優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を転換した時点の公正価値で自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべての優先株式は、2021年7月29日開催の取締役会決議によりすべて消却しております。よって、当第1四半期連結会計期間末において優先株式はありません。

レベル3に分類された金融商品の調整表

(単位：千円)

金融負債	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)
	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 (注) 2
期首残高	7,679,529	－
純損益 (注) 1	842,415	－
企業結合対価による発行	207,710	－
四半期末残高	8,729,655	－

(注) 1. FVTPLの金融負債に関するものであり、要約四半期連結損益計算書の金融費用に含まれております。

2. 当社は2021年7月26日付で、すべての優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を転換した時点の公正価値で自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株に対して普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべての優先株式は、2021年7月29日開催の取締役会決議によりすべて消却しております。よって、当第1四半期連結会計期間末において優先株式はありません。

(5) 感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

12. 後発事象

(資本剰余金から利益剰余金への振替)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において資本剰余金（その他資本剰余金）を利益剰余金の欠損の填補に充当するため「欠損填補のための剰余金処分の件」を付議し、決議いたしました。

減少する剰余金の額及び剰余金の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

(1) 減少する剰余金の額	資本剰余金	1,164,644,000円
(2) 増加する剰余金の項目及び額	利益剰余金	1,164,644,000円
(3) 剰余金の額の減少が効力を生ずる日		2022年5月13日

(第三者割当による新株発行)

当社は、2022年6月30日の取締役会において、第三者割当による新株発行に関する決議を行い、払込期日の2022年7月15日に全額の払込を受けております。

第三者割当による新株発行

(1) 発行新株式数	普通株式	4,532,100株
(2) 払込金額		1株につき885円
(3) 払込金額の総額		4,010,908,500円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額		
増加する資本金の額		2,005,454,250円
増加する資本準備金の額		2,005,454,250円
(5) 払込期日		2022年7月15日

(資本金の額の減少)

当社は2022年7月15日開催の取締役会において、2022年8月8日開催の当社臨時株主総会に、下記のとおり資本金の額の減少（減資）について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その全額を資本準備金に振り替えるものです。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

資本金2,158,444,273円のうち2,058,444,273円を減少して、減少後の資本金を100,000,000円といたします。

② 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えるものです。

(3) 資本金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2022年7月15日
②株主総会決議日	2022年8月8日
③債権者異議申述公告	2022年8月12日
④債権者異議申述最終期日	2022年9月19日
⑤効力発生日	2022年9月30日

(第8回新株予約権の発行)

当社は、2022年9月21日開催の取締役会において、当社グループの従業員に対し新株予約権を発行することを決議し、2022年10月6日に付与しております。当該新株予約権の詳細は以下のとおりです。

第8回新株予約権

決議年月日	2022年9月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 28
新株予約権の数(個)	1,674 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 167,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	885 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2032年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 885 資本組入額 442.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後当社普通株式数} = \text{調整前当社普通株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. また、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - (2) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げるAの条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - A. 2024年12月期から2025年12月期の2事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA（有価証券報告書または監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。）が17億円を超過すること。
 - (3) 新株予約権者は、上記3. (2) の条件の達成時及び権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2022年10月6日から2023年10月5日の間に当社もしくは当社関係会社の取締役、執行役員または従業員ではない期間が存在したとき、または、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合など新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。
 - (4) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
 - (5) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合
 - ⑧ 法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合
 - ⑨ 死亡した場合
 - ⑩ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
 - (6) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
 - (7) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第③号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当社新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、新株予約権を行使できる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記3.に記載の「新株予約権の行使の条件」に準ずる。
- ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）、民事再生を行う場合、解散する場合又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が有償で取得すると決定した場合には当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
 - (2) 当社は、本新株予約権者が上記3.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
 - (4) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(第9回新株予約権の発行)

当社は、2022年9月21日開催の取締役会において、当社グループの役員及び従業員に対し新株予約権を発行することを決議し、2022年10月6日に付与しております。当該新株予約権の詳細は以下のとおりです。

第9回新株予約権

決議年月日	2022年9月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社役員 2 子会社従業員 42
新株予約権の数(個)	2,064 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 206,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	885 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2032年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 885 資本組入額 442.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1、2、4について、「第8回新株予約権」の(注) 1、2、4. に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社普通株式が本上場となった場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、下記に掲げるAの条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
 - A. 2024年12月期から2025年12月期の2事業年度のうち、いずれかの事業年度において、当社の連結EBITDA(有価証券報告書または監査済みの財務諸表に記載される連結損益計算書における「営業利益」の額に対して、連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算した額をいう。)が17億円を超過すること。
- (3) 新株予約権者は、上記3.(2)の条件の達成時及び権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役員及び従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が2022年10月6日から2023年10月5日の間に当社もしくは当社関係会社の取締役、執行役員または従業員ではない期間が存在したとき、または、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合など新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。
- (4) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (5) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

- ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ⑦ 補助開始、保佐開始または後見開始の審判を受けた場合
- ⑧ 法令または当社もしくは当社の関係会社の社内規程等に違反するなどして、当社または当社の関係会社に対する背信行為があったと認められる場合
- ⑨ 死亡した場合
- ⑩ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去 5 年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(第10回新株予約権の発行)

当社は、2022年9月21日開催の取締役会において、当社グループの従業員に対し新株予約権を発行することを決議し、2022年10月6日に付与しております。当該新株予約権の詳細は以下のとおりです。

第10回新株予約権

決議年月日	2022年9月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 34
新株予約権の数(個)	84,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 84,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	885 (注) 2
新株予約権の行使期間	2024年10月7日から2032年9月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 885 資本組入額 442.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が当社普通株式について株式の分割又は株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後当社普通株式数 = 調整前当社普通株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

上記のほか、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2、4について、「第8回新株予約権」の(注) 2、4. に記載のとおりであります。

(注) 3について、「第9回新株予約権」の(注) 3. に記載のとおりであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月22日

AnyMind Group株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 壮一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 光 廣 成 史
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているAnyMind Group株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年3月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、AnyMind Group株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記12. 後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年5月13日に開催された取締役会の決議に基づき、資本剰余金を利益剰余金に振り替える欠損填補を行った。
2. 注記12. 後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年6月30日に開催された取締役会の決議に基づき、第三者割当による新株発行を行い、2022年7月15日に払込を受けた。
3. 注記12. 後発事象に記載されているとおり、会社は、2022年7月15日に開催された取締役会において、2022年8月8日開催の臨時株主総会に減資について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認された。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。